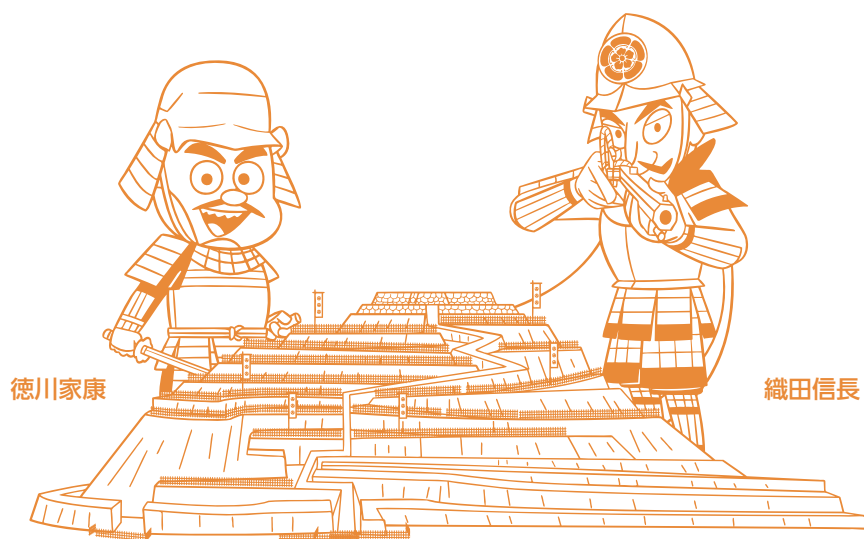


第Ⅴ章 自治体経営編



小牧山城



1 本章の目的

(1)自治体経営編のこれまでの経緯

これまで本市では、昭和61(1986)年度から、4次にわたる行政改革大綱を策定し、概ね5年を目安に目標を定め、時代の変化に対応した行政改革に継続的に取り組んできました。

平成24(2012)年4月には、市長がマニフェストに掲げた行政改革項目の実現と平成19(2007)年度～25(2013)年度を計画期間とする第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)を推進するため、重点改革プランを策定し、全庁一丸となって「自治体経営改革」、「協働改革」、「行政サービス改革」、「財政改革」の4つの改革に取り組んできました。

平成26(2014)年3月には、第6次小牧市総合計画新基本計画を策定し、施策推進の視点と行政改革の視点の整合が図られた自治体経営を推進するため、従来は基本計画とは別に策定・運用していた「行政改革大綱」を新基本計画の分野別計画編の一部に位置づけ、一体的な運用に取り組んできました。

そして、令和2(2020)年2月に策定した小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画では、自治体経営に係る施策について分野別計画編とは別に自治体経営編として独立させることで、各取組を通じた効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点との整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、今後、歳入面では安定的な市税収入の確保を見込むことが困難であることに加え、歳出面では社会保障関連経費の増加などにより、行政需要の拡大傾向が続くことが予測されるため、財政状況は更に厳しい局面に入っていくことが見込まれます。

このような状況を踏まえて、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応しながら、質の高い行政サービスを安定して提供し続けるためには、行政の限られた経営資源を無駄なく最適に配分しながら、協働によるまちづくりや民間事業者などとの連携の推進に加え、デジタル技術等を活用し、これまで以上に効果的・効率的な業務遂行体制、そして強固な財政基盤を確立するなどの行財政改革に絶え間なく取り組む必要があります。

(2)小牧市自治基本条例との関係と自治体経営編の目的

本市では、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにし、本市における自治の基本的事項を定めることを目的として、平成27(2015)年4月から小牧市自治基本条例を施行しています。

小牧市自治基本条例では、市民主体のまちづくりを進めるための基本原則として、「参加と協働の原則」、「情報共有の原則」、「こどもを育む原則」を定めるとともに、まちづくりの担い手として、「市民の権利及び責務」、「議会・議員の責務」、「行政・市長・職員の責務」を明確にし、市民のまちづくりへの参加と協働の推進、情報の発信、財政運営、市政の改善などに関する基本方針を掲げています。

自治体経営編の趣旨は、小牧市自治基本条例をもとに、各取組を通じて、より効果的・効率的な施策推進を図ることにより、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進しようとするものです。

2 自治体経営の理念と体系

(1) 経営理念

小牧市自治基本条例の理念をもとに、限りある経営資源を無駄なく最適に配分しながら、市民や民間との協働によるまちづくりを推進し、デジタル技術等を効果的に活用することで利便性の高い行政サービスを提供し、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応しながら将来にわたり持続可能な自治体経営を目指します。

(2) 体系



序章

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編

第V章 自治体経営編

基本施策 30 協働・情報共有

◆現況と課題

- 本市では、各種助成金交付制度、協働提案事業化制度、支え合いいきいきポイント制度の活用や、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の設置運営により、市民活動を中心に幅広い活動を支援するほか、既存の地域活動団体などと連携・協力しながら小学校区単位で地域の課題解決に取り組む「地域協議会」の設立推進・活動支援を行い、まちづくりの新たな担い手を育て、支え合い・助け合い活動の裾野を広げる取組も含め、市民主体のまちづくりを推進しています。
- 近年、少子高齢化やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化などにより、コミュニティ活動の基礎である区(自治会)への加入率は低下傾向にあり、区をはじめ、老人クラブ、子ども会など各種地縁団体や地域活動団体においても担い手の確保、活動の継承が課題となっています。
- 定年延長や年金支給開始年齢の引き上げ等により、これまで区活動の中心を担っていた60歳代でも働いている人が増えたことで、区長等の担い手不足が顕著となっており、働きながらも区長や区の活動に参加できるよう、業務の効率化や負担軽減を進めていく必要があります。
- 今後も急速に進展することが予想される社会のデジタル化を踏まえ、引き続き、市ホームページやSNS等のデジタル媒体と「広報こまき」等の紙媒体による広報を効果的に活用しながら、様々な市政情報を正しく市民に伝え、共有を図るとともに、より幅広い年代へ市政情報を届ける必要があります。
- 一方で、スマートフォンの操作等に不慣れな人(デジタル弱者)が、市ホームページやSNS等のデジタル情報を受け取れないことで、デジタルデバインドが生じないような対策を講じる必要があります。
- 今後も、市民・行政双方の協働のまちづくりに対する意識の向上、市民活動の活性化、地域コミュニティの強化に向けた取組を進め、市民と行政が問題意識や将来展望を共有し、共に考え、共に行動する協働のまちづくりを推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・まちを育む市民と行政の協働ルールブック「はじめの一步(理念)」編(平成19(2007)年度策定)
- ・まちを育む市民と行政の協働ルールブック「元気なまち育て(実務)」編(平成22(2010)年度策定)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

市民と行政が、適切な役割分担や情報共有のもと、信頼関係を深めながら同じ目的・目標を共有し、協働によるまちづくりを推進します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内の公益的活動(ボランティア活動、市民活動、NPO活動、事業所などの地域貢献活動など)に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合	—	↗
区や、区を単位とした地域活動(地域3あい事業、子ども会、老人クラブなど)に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合	—	↗
市からの情報発信が充実していると感じる市民の割合	—	↗

◆基本施策の体系

基本施策	協働・情報共有	展開方向 1	協働によるまちづくりの環境を充実します
		展開方向 2	地域コミュニティ活動を推進します
		展開方向 3	情報共有を推進します

◆展開方向1：協働によるまちづくりの環境を充実します

【目標】

○市民活動の活性化と協働による取組の充実を図り、参加と協働によるまちづくりを進めます。

【手段】

- 市民活動団体向けの助成金制度や協働提案事業化制度などを活用して、団体のスタートアップから公益的活動への展開を支援します。
- こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の認知度を高め、市民活動等の情報発信、助言、サポートを継続的にを行います。
- 高齢化などにより担い手不足となっている団体や地域に対し、活動意欲を持つ市民がスポット的に参加できるようマッチングを行い、団体活動のスタート及び継続を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」利用登録団体数	262団体	↗
協働による事業実施数	73事業	↗



第V章 自治体経営編

◆展開方向2：地域コミュニティ活動を推進します

【目標】

- 住民が自ら地域の課題解決に向けて取り組むことができる仕組み・環境を整備するとともに、地域活動の担い手の負担を軽減し、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

【手段】

- 区長などを対象に、区をはじめとした地域活動の重要性や区長の職務、市からの依頼業務、デジタル技術の活用などについて理解を深める勉強会等を開催します。
- 区長や区役員などの活動の担い手の負担軽減のため、電子申請や専用アプリを活用したデータによる相互連絡等事務の効率化につながる取組や、区において電子回覧板の実施など事務のデジタル化の支援をします。
- 区活動の活性化のため、活動に関する取組や情報を広報こまきや市ホームページ等を通じてPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
区長を対象とした研修会などの参加者数	238人	↗
自治会連絡網アプリケーションを活用する世帯数	495世帯	↗



◆展開方向3：情報共有を推進します

【目標】

○多様な媒体を活用することで、市民とのコミュニケーションを促進します。

【手段】

○市ホームページやSNSなどの多様なデジタル媒体や二次元コードなどのデジタル技術を活用し、幅広い年代へ市政情報を迅速かつわかりやすい形で発信します。

○誰もがデジタルを活用できるよう、スマートフォンの操作に不安がある人を対象としたスマホ教室や個別相談会等を実施します。

○市の重要な施策や新たな取組等を職員がわかりやすく解説する動画を作成します。

○「市民の声」や「パブリックコメント※制度」など、市政に対する意見や提案等ができる制度を運用します。

○多くの市民の声に耳を傾けるため、SNSを活用したアンケート調査を実施します。

○市が保有するデータを誰もが利用可能な状態で公開するオープンデータを充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページへのアクセス件数	740,454件/月	↗
市政情報に関する動画の投稿数(累計)	759件	↗
市SNSのフォロワー数	73,390人	↗
デジタルデバйд対策(スマホ講座、スマホ相談会等)の参加者数	189人	↗
オープンデータとして公開したデータ数	—	↗

序章

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編



第V章 自治体経営編

基本施策 31 行政サービス

◆現況と課題

- 本市では、窓口業務の改善や公共施設の開業日拡大など行政サービスの利便性の向上に力を入れており、近年では、こまきスマート窓口や転入予約型ワンストップ窓口の実施、キャッシュレス決済の運用開始などに取り組んできました。
- アンケート調査において「今後より充実を図るべき取組」を質問したところ、最も回答が多かったのは「スマートフォンやインターネットでのオンラインによる行政手続きの拡充」であり、行政手続きのオンライン化の拡充が求められています。
- 市民の利便性向上を図るために行政手続きのオンライン化の拡充に取り組んでいますが、パソコンやスマートフォンの操作等に不慣れな人（デジタル弱者）などがデジタルを活用することができるよう、デジタルデバイドを解消するために、市民のデジタルリテラシー*を向上させる必要があります。
- 令和4(2022)年度末現在、120施設において指定管理者制度を導入し、サービスの向上と効率的な管理運営を行ってきました。また、民間事業者に対し事業委託を行うことで、民間活力を活用してきました。今後も民間事業者の活用が望ましい事業の検討を継続して行っていく必要があります。
- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、市民が満足感を得られるような質の高い行政サービスを限られた職員体制の中で継続的に提供するためには、国や他自治体の動向なども踏まえつつ、中長期的な視野に立ち、デジタル技術や民間が有するノウハウの活用も念頭に適切な手法で行政サービスを維持・向上させる必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市デジタルイノベーション推進計画(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

サービスの受益者であり負担者でもある市民に対し、利便性・質の高い行政サービスを提供します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
マイナンバーカード保有率	66.8%	↗
来庁件数(呼び出しシステムによる発券数)	183,554件	↘
各種証明書の交付におけるコンビニ交付の割合	20.0%	↗
指定管理者制度導入施設の利用者数	1,873,483人	↗
行政サービスに満足している市民の割合	—	↗

◆基本施策の体系

基本施策	行政サービス	展開方向 1	利便性の高い市民サービスを提供します
		展開方向 2	民間活力の活用や連携を推進します

◆展開方向1：利便性の高い市民サービスを提供します

【目標】

○市民の多様なニーズやライフスタイルに合ったサービスを提供します。

【手段】

○庁舎における窓口業務の手続きの簡素化や迅速化などを進めます。

○市民からの問合せに自動応答するAIチャットボット*の活用に取り組みます。

○市民が市役所の窓口に来なくても申請が可能となるよう、行政手続きのオンライン化の拡充や
プッシュ型行政サービス*の導入など市民の利便性向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
転入予約型ワンストップ窓口の利用者数	65件	↗
こまき山コンシェルジュ*の回答について、市民に「役に立った」と評価された割合	—	↗
オンライン申請が可能な行政手続数	122件	↗
オンライン申請数	257,971件	↗

◆展開方向2：民間活力の活用や連携を推進します

【目標】

○多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、民間活力の活用や適切な連携を推進します。

【手段】

○多様なPPP/PFI手法*を有効活用するため、導入に向けた検討を進めます。

○行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かした公共サービスの実施を進めます。

○公共施設において、指定管理者制度の導入や民間移管を適正かつ円滑に実施します。

○多様化する市民ニーズや増大する事務量に対応していくため、民間委託を推進します。

○「課題提案型実証事業」等の新たな仕組みを導入することで、民間ノウハウを活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
協定等を締結した事業者等と連携して実施した事業数	56件	↗
指定管理者制度導入・民間移管を新たに実施した施設数(累計)	0件	↗
「課題提案型実証事業」に基づいて実証した事業数(累計)	2件	↗

序章

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編

第V章 自治体経営編

基本施策 32 行政運営

◆現況と課題

- 先行き不透明な時代が続く中、社会経済情勢の変化に即応しながら限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な自治体経営を推進していく必要があります。そのためには、職員一人ひとりのプロ意識の醸成と自律的な人材育成のほか、多様な人材の活用、ワーク・ライフ・バランス実現のための職員の健康増進や働き方改革などを推進するとともに、縦割り意識を排しチーム全体で課題解決に取り組む効果的・効率的な組織体制の整備が必要です。
- 本市では、これからの時代に求められる人材の育成を継続して推進するため、人材育成基本方針に定める「求める職員像」に基づき、能力育成に取り組んでいます。
- 令和5(2023)年度から定年延長が段階的に始まり、今後は60歳以降も働く高齢期職員の人数が増加することから、職員の年齢構成のバランスや若年層の新規採用による組織活性化を考慮した定数管理、高齢期職員が活躍を続けるための60歳前における研修の実施と健康管理が課題となっています。
- 職員採用における他自治体や民間企業等との競争が激しくなっている中で、持続可能な行政運営を行うために必要な人材の確保が課題となっています。
- 本市では、平成23(2011)年度からリスクマネジメントに取り組んでおり、より適正な事務の執行を確保する観点から、令和5(2023)年度から内部統制制度*を導入することとしています。今後は、内部統制制度の枠組みに基づき、継続的に、内部統制体制の適切な整備及び運用の確保を図る必要があります。
- 本市では、令和4(2022)年に「ハラスメントの防止等の指針」を策定し、外部相談窓口を設置するなど、ハラスメントの根絶に向け取り組んできました。今後も、これらの取組を進め、働きやすい職場づくりを進める必要があります。
- 近年、自治体業務においてもICTやデータの活用が急速に進んでいます。DX(デジタルトランスフォーメーション)による行政事務の効率化や効果的な施策推進に向けた活用を推進するためには、デジタルリテラシーや情報モラルの向上を図る必要があります。
- 業務効率化やコスト削減の観点からも、ペーパーレス化を推進し、紙の使用量を削減する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市人材育成基本方針(平成16(2004)年度策定)
- ・入札制度改革基本方針(平成24(2012)年度策定)
- ・小牧市デジタルイノベーション推進計画(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)
- ・小牧市特定事業主行動計画(令和5(2023)年度～令和7(2025)年度)
- ・小牧市内部統制基本方針(令和5(2023)年度策定)
- ・ハラスメントの防止等の指針(令和5(2023)年度改定)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

これからの時代に必要とされる人材の育成やコンプライアンス*の推進、課題解決につながる組織体制の構築、経営資源の適正配分などを通じて効果的・効率的な行政運営を推進します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人件費比率(普通会計ベース)	15.3% (令和3年度)	↘
類似団体における職員数の順位	3/17団体	↗
自治体経営に係る展開方向の進捗状況を測定するための指標の改善数	—	↗

◆基本施策の体系

基本施策	行政運営	
		展開方向 1 行政を取り巻く環境に即した人材マネジメントと組織体制の整備を行います
		展開方向 2 コンプライアンスを推進します
		展開方向 3 事業効果の高い施策形成に取り組みます
		展開方向 4 業務の改善・効率化を推進します



第V章 自治体経営編

◆展開方向1：行政を取り巻く環境に即した人材マネジメントと組織体制の整備を行います

【目標】

○行政課題に適時・適切に対応していくために、職員一人ひとりが、自治体に求められる役割を認識し、高い意欲を持って職務に取り組むとともに、効果的・効率的な組織体制を整備します。

【手段】

- 採用試験の実施方法を工夫することで必要な人材を確保します。
- 研修やOJT*などにより、自ら考え挑戦する人材を育成します。
- 市民に信頼される職員となるように、職員が必要な知識や技能などを自ら身につけられる環境を整備します。
- 業務量の動向などを踏まえ、変化に柔軟に即応できる職員体制・配置を進めます。
- 人事評価結果を給与などに反映することにより、職員のモチベーションの向上や成長を促します。
- ワーク・ライフ・バランス実現のため、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、フレックスタイム制*、テレワークなどの柔軟な働き方を推進し、職員が意欲的・効率的に働く職場風土の醸成と職員の健康増進に取り組みます。
- 継続的な事務分掌の見直しを含めた組織体制の整備に取り組みます。
- 関係部署が連携して対応する横断的な組織であるプロジェクトチームを設置・活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
新規採用職員の充足率	91.9%	↗
行動指針に基づいた行動ができている職員の割合	—	↗
自己啓発に取り組んだ職員数	146人	↗
年次有給休暇の取得率(行政職)	58.5%	↗
組織横断的なプロジェクトチームの設置数	6件	↗



◆展開方向2：コンプライアンスを推進します

【目標】

○内部統制制度を活用しながらコンプライアンスの推進を図り、職員が適正に事務を執行する体制を整備します。

【手段】

- 内部統制の重要性に関する啓発等により、職員意識のより一層の向上に取り組みます。
- リスクマネジメントの取組を継続し、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクの洗い出しと優先度を踏まえたリスク対応策の整備・運用などを進めます。
- ハラスメントを起こさない職場づくりを進めるために、職員向けのハラスメント防止研修を行うとともに、ハラスメント相談体制の強化に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
内部統制制度において識別した不備の件数	15件	↘
ハラスメントを受けたと感じた時にどこにも相談しなかった職員の数	30件	↘

◆展開方向3：事業効果の高い施策形成に取り組みます

【目標】

○限られた経営資源を最大限有効活用するため、事業効果の高い施策形成に取り組みます。

【手段】

- 行政評価制度による各事業の分析や必要性の評価などを、客観性を高めて実施し、事業の選択と集中を行うことで、限られた経営資源を有効活用します。
- 必要に応じて有識者などを集めた会議体を設置・運営しながら課題解決に取り組みます。
- 広域的に取り組む課題について、国や県、近隣自治体の動向を注視し、引き続き周辺自治体と情報共有を行いながら課題解決に取り組みます。
- デジタルを活用した政策立案を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
行政評価による削減額（累計）	49,972千円	↗
デジタルの活用に関する研修受講者数	190人	↗



第V章 自治体経営編

◆展開方向4：業務の改善・効率化を推進します

【目標】

○限られた経営資源のもと、業務の改善・効率化を推進します。

【手段】

○職員の創意工夫を活かした提案・事務改善等を具現化する取組を推進します。

○業務の多様化やプロセスの複雑化、業務量の増加に対して、RPA*等を活用した業務プロセスの見直しや業務量の最適化等の業務改善を進めます。

○フリーアドレス*の導入を進め、業務の改善を推進します。

○基幹系システム*を標準準拠システム*に移行し、自治体経営の効率化に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
業務プロセスの見直しや業務改善を実施した事業数	260件	↗
文書電子処理率(電子による起案・供覧の処理率)	71.3%	↗
フリーアドレスの導入部署数(累計)	0課室	↗



基本施策 33 財政運営

◆現況と課題

- 近年、国・地方を問わず、全国的に財政状況の悪化が年々深刻さを増しています。本市の歳入の約5割を占める市税は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和元(2019)年度の339億3,100万円から約20億円の減収となっていましたが、令和4(2022)年度には337億200万円と持ち直しています。しかし、今後も、個人市民税では人口減少と高齢化の進展に伴う課税対象者の減少による減収、法人市民税では国内外の社会経済情勢の影響による企業収益の悪化などが懸念されるため、これらの動向が歳入に及ぼす影響を適切かつ継続して分析するとともに、市税以外の財源の確保にも努める必要があります。
- 一方、歳出では、社会保障関連経費の増などの影響により、扶助費が令和4(2022)年度では平成29(2017)年度に比べ39.0ポイント増加しており、扶助費を含む義務的経費全体では27.5ポイント増加しています。この結果、財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率も81.9%から89.5%まで上昇しており、更に財政の硬直化が進んでいます。
- 本市は、昭和55(1980)年度以降、普通交付税の不交付団体であり、比較的財政力はあるものの、近年の会計年度任用職員*制度の導入をはじめ、本来、普通交付税で賄われる国の政策に伴う新たな歳出が財政を圧迫しているため、不交付団体にも行き届く支援を国に要望する必要があります。
- 過去の人口増加時代にあわせて整備した多くの公共建築物やインフラ施設の更新時期が迫っており、施設の維持・更新に多額の経費がかかることにより、財政を圧迫することが懸念されます。
- 今後も引き続き、持続可能なまちづくりに必要な健全な財政運営を堅持するためには、歳入と歳出のバランスを常に意識し、中長期的な財政見通しのもと、不断の行財政改革や新たな財源の捻出、予算の適正な財源配分のほか、公共ファシリティマネジメント*などを強力に推進していく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市公共施設長寿命化計画(平成29(2017)年度～令和28(2046)年度)
- ・小牧市公共施設適正配置計画(平成29(2017)年度～令和28(2046)年度)
- ・小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針(公共施設等総合管理計画)(平成29(2017)年度～令和28(2046)年度)

序章

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編



第V章 自治体経営編

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

将来にわたって、健全財政を維持します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
経常収支比率(参考:類似団体順位)	88.7% (27/37団体) (令和3年度)	→(↗)
財政力指数(参考:類似団体順位)	1.22 (4/37団体) (令和3年度)	→(↗)
有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)*	52.8% (令和3年度)	↘

◆基本施策の体系

基本施策	財政運営	展開方向 1 受益者負担の適正化と歳入確保の強化を推進します
		展開方向 2 歳出の削減と合理化を推進します
		展開方向 3 健全で計画的な財政運営を推進します
		展開方向 4 計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します

◆展開方向1:受益者負担の適正化と歳入確保の強化を推進します

【目標】

○受益者負担の原則に基づき、行政サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するとともに、より多くの自主財源を確保します。

【手段】

- 受益と負担の適正化を図るため、定期的の使用料・手数料等の見直しを実施します。
- 活用できる補助金等の獲得を目指します。
- こまき応援寄附金*を充実させるとともに、新たな自主財源の確保に向けての調査・研究を行います。
- 市税等の収納率向上のため、納付の方法と機会を充実するとともに、より徹底した徴収業務に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき応援寄附金の寄附額	1,325,815千円	↗
市税収納率	96.7% (令和3年度)	↗

◆展開方向2：歳出の削減と合理化を推進します

【目標】

○経費の削減に努め、一層の歳出抑制に取り組みます。

【手段】

○コスト意識の徹底と費用対効果の検証を踏まえた事務の改善・見直しを行います。

○小牧市公共工事コスト改善プログラムを推進し、コストと品質の両面を重視した、費用対効果の高い公共工事を実践します。

○補助金等の適正化を図るため、定期的に見直しを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
前年度当初予算と比べた経常事業経費*の削減額 (累計)	138,693千円	↗

◆展開方向3：健全で計画的な財政運営を推進します

【目標】

○様々な社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、安定的な財政基盤の確保に取り組みます。

【手段】

○今後見込まれる財政需要に備え、特定目的基金*の積立て・取崩しと市債*の発行・償還を計画的に進めるとともに、資金に余裕が生じた場合は財政調整基金*への積立てを行います。

○確実性や支払準備のための流動性の確保に留意し、公金管理基準*に即した公金運用を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
実質公債費比率*	0.8% (令和3年度)	2.5%以内

◆展開方向4：計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します

【目標】

○小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針や各種計画に基づき、公共施設の配置や総量の適正化、施設の長寿命化、質の維持・向上、経費の縮減に取り組みます。

【手段】

○今後の人口動向の予測や施設の利用状況等を踏まえ、他用途への転用や統廃合も含めた公共施設の配置や総量の適正化に取り組みます。

○施設劣化状況を把握するための施設点検を実施し、長寿命化に向け計画的な改修を推進します。

○公共施設全体の保全計画に基づき、改修、建替え等の時期が集中しないよう経費の平準化に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修件数 (累計)	8件	↗